

看護師／療法士／介護福祉士を目指される方へ

# 奨学金制度のご案内

せんだん会奨学金制度は、私たちの目指す高齢者介護・医療に共感し、ともに歩んでくれる向学心に満ち溢れた学生の皆様を応援する制度です。

## 奨学金制度の概要

### ◆ 対象者：

- ・ 看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士資格取得を目指し、大学または専門学校に在学中、または入学見込みの方（在学中の方は、申請時年度の4月までさかのぼって貸与可能）
- ・ 資格取得後、1年以上当法人での勤務を確約できる方

### ◆ 貸与内容：

- ・ 3万円コース（下記いずれかを選択）  
毎月支給・・・ 3万円×年12回＝36万円（年額）  
年2回※1支給・・・ 18万円×年 2回＝36万円（年額）
- ・ 6万円コース（下記いずれかを選択）  
毎月支給・・・ 6万円×年12回＝72万円（年額）  
年2回※1支給・・・ 36万円×年 2回＝72万円（年額）

※1 毎年4月と10月

### ◆ 貸与期間：

入学または在籍する養成機関が定める正規の修学年限の範囲内

### ◆ 返済の免除：

一定期間※2当法人で勤務した時は、奨学金の返済を免除

※2 奨学金制度Q&Aの3.(裏面)をご覧ください

### 奨学金に関するお問い合わせ

医療法人社団せんだん会 管理部  
(〒652-0803兵庫県神戸市兵庫区大開通2-2-1)

TEL: 078-575-2120

E-Mail: sendan221@sendankai.or.jp



## ● 奨学金制度Q&A

### 1. 申請はどうすればよいですか？

- 連帯保証人を定め、当法人規定の申請書及び誓約書を提出してください。詳しくはおもて面の問い合わせ先までご相談ください。

### 2. 選考はどのように行ないますか？

- 本人(奨学生受給者)から提出いただく小論文の審査と、本人、親(本人が未成年の場合)、連帯保証人との面接により選考します。結果は1~2週間程度でお知らせいたします。

### 3. 返済はどうなっていますか？

- 奨学金は、資格取得後に看護師または療法士として当法人で「返済免除期間」を勤務いただければ返済の必要はありません。「返済免除期間」は、支給を受けた奨学金額に基づき次式で求めた期間となります。また、期間は月数で計算した期間となります。

【3万円コース】

$$\text{返済免除期間(ヶ月間)} = \text{奨学金支給総額} \div 30,000\text{円}$$

【6万円コース】

$$\text{返済免除期間(ヶ月間)} = \text{奨学金支給総額} \div 48,000\text{円}$$

例えば、月額6万円コースの奨学金支給を2年間(6万円×24ヶ月=144万円)受けた場合、返済免除期間は144万円÷4.8万円=30ヶ月になり、30ヶ月間当法人で勤務して頂ければ返済の必要はありません。

### 4. 返済免除期間の途中で退職する場合は？

- 次の計算式で求めた金額を退職日の翌月までに一括返済して頂くことになります。

【3万円コース】

$$\text{一括返済額} = 30,000\text{円/月} \times (\text{返済免除期間月数} - \text{勤務月数})$$

【6万円コース】

$$\text{一括返済額} = 48,000\text{円/月} \times (\text{返済免除期間月数} - \text{勤務月数})$$

※ ただし、入職後1年未満の退職、または卒業後1年以内に資格取得ができなかった場合につきましては、退職日の翌月末までに奨学金全額を一括で返済いただきます。

奨学金返済額の例：

コース	貸与期間(月)	貸与額/月	貸与総額(円)	免除係数(円)	免除期間(月)	返済免除期間内に退職した場合の返済額
3万円	24	30,000	720,000	30,000	24 (2年)	720,000
	36	30,000	1,080,000	30,000	36 (3年)	1,080,000
	48	30,000	1,440,000	30,000	48 (4年)	1,440,000
6万円	24	60,000	1,440,000	48,000	30 (2年半)	1,440,000
	36	60,000	2,160,000	48,000	45 (3年9ヶ月)	2,160,000
	48	60,000	2,880,000	48,000	60 (5年)	2,880,000

### 5. 奨学金受給期間中に留年した場合は？

- 留年中奨学金は支給停止となります。ですが、翌年無事に進級されると、奨学金の支給を再開いたします。

### 6. 連帯保証人にはどのような人がなっているのですか？

- 原則として、父母です。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・叔父・叔母等の4親等以内の成年親族です。配偶者は連帯保証人にはなれません。